

## 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（年額）

所得段階	対象者		基準額割合	保険料額（年額）	
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.45	38,300円	
	第2段階	世帯全員が住民税非課税			老齢福祉年金受給者
本人の前年の合計所得金額（公的年金などに係る雑所得を除く）			80万円以下		
80万円超					
第3段階	本人が住民税非課税で世帯の誰かが住民税課税	120万円超	基準額×0.75	63,900円	
第4段階		80万円以下	基準額×0.90	76,700円	
第5段階	本人が住民税課税	課税年金収入額の合計	基準額	85,200円	
第6段階		本人の前年の合計所得金額	120万円未満	基準額×1.20	102,200円
第7段階			120万円以上200万円未満	基準額×1.30	110,800円
第8段階			200万円以上300万円未満	基準額×1.50	127,800円
第9段階	300万円以上400万円未満		基準額×1.70	144,800円	
第10段階		400万円以上	基準額×1.75	149,100円	

※合計所得金額は、短期・長期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した額

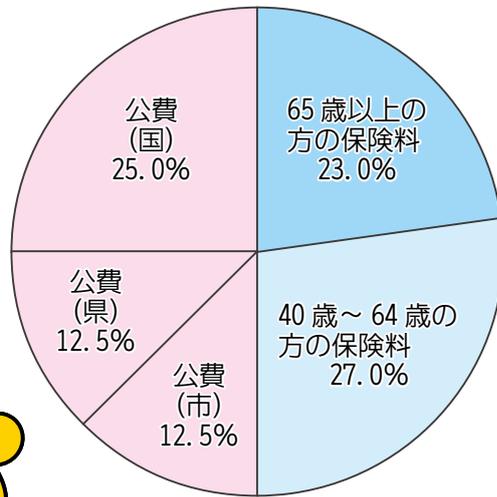
平成30年3月に介護保険事業計画の見直しが行われ、第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）の介護保険料額は、基準段階（第5段階）の方の年額保険料が85,200円（月額7,100円（2,600円増）となり、全ての所得段階の保険料が改定されました。

### 介護保険料額が改定されました

# みんなを支える介護保険

保険料額が改定ごとに上昇するなか、これまでに積み立てていた基金を活用し、可能な限り低減に努めましたが、増額となった主な原因としては、高齢化に伴う利用者数の増加や、65歳以上の高齢者の方の負担割合が1%増加されたことなどが挙げられます。

### 介護保険給付費の財源内訳



給付費の増減に比例して保険料額も変動します。



### 本市の介護保険の現状

総人口は緩やかに減少する一方、高齢者数は引き続き増加し、第7期計画期間最終年度となる平成32年度の推定高齢化率は32.3%となり、実に3人に1人が高齢者になるものと見込まれています。

### 要介護認定者数の推移

平成16年 4,392人  
平成24年 5,362人  
平成32年 6,589人

約1.5倍

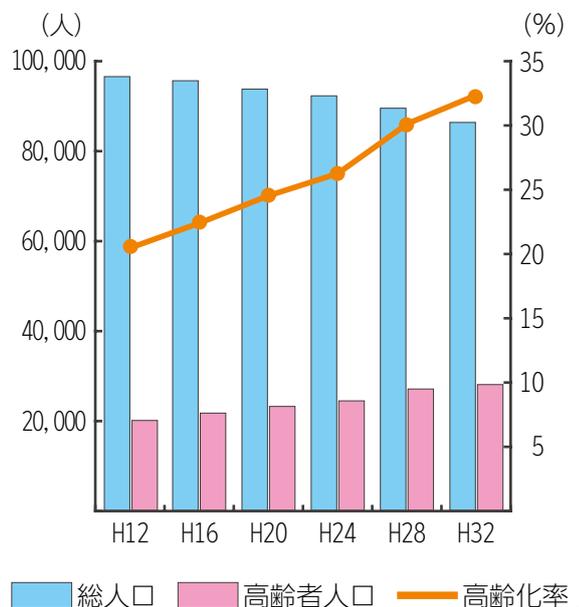
### 給付費の推移

平成16年 56億100万円  
平成24年 71億5,600万円  
平成32年 110億800万円

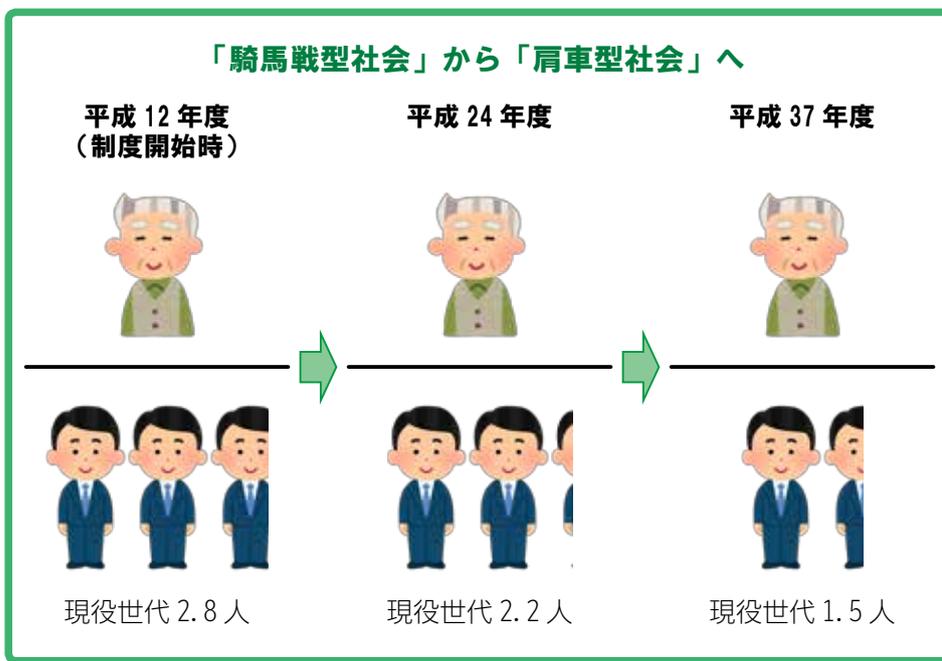
約2倍

また、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数と給付費についても、平成32年度には、本市が発足した平成16年度と比較して、認定者数は約1.5倍、給付費は約2倍に達するものと推計され、著しく増加します。この傾向は「団塊の世代」の方々が75歳以上の後期高齢者となる平成37年度（2025年度）までは続くものと考えられ、いわゆる「2025年問題」として全国的にも大きな課題となっています。

### 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移



一方で、現役世代（20歳～64歳）人口の減少に伴い、社会構造も、複数の現役世代が1人の高齢者を支える「騎馬戦型」から、1人の現役世代が1人の高齢者を支える「肩車型」に変化しつつあり、高齢者世代を支える社会全体の負担も、さらなる増加が予想されるところです。



こうした状況を踏まえ、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるためには、制度の安定運営が不可欠となります。

一人ひとりができることを考えてみましょう。

## ■安定的な制度運営を目指して…

### ○介護保険サービスを正しく利用しましょう。

介護保険サービスは、要介護認定を受けている方の心身状態や生活環境を踏まえ、状態の維持・改善・悪化防止、日常生活支援を目的として、ケアプランに基づき利用することができます。

不要・過剰な利用は給付費の増大につながるだけでなく、本人の状態がかえって悪化することもありますので、正しく利用するように心掛けましょう。

### こんなことはありませんか？



もう大丈夫だけど、せっかく借りられるのだから…。

使用しなくても貸与期間中は費用が発生します！

面倒だからホームヘルパーさんに掃除や買い物をお願いしよう。

自分で行うことが困難な場合にお申ししましょう。過剰な利用は、かえって機能低下につながる可能性があります。



友達に誘われたデイサービス、断りにくて…。

デイサービスの利用は、状態の維持・改善を図るための具体的な目的が必要です。

古くなっているので、お風呂の取り換えを…。

住宅改修費は日常生活の利便向上のため支給されます（リフォームではありません）。

具体的にはケアプランを作成しているケアマネジャーにご相談ください。

### ○地域でできることもたくさんあります。

例えば、近隣によるごみ出し支援や、地域の方々の声かけによる見守り支援など、高齢者の方の生活を支援するために地域でできることもたくさんあります。

「支援が必要」＝「介護保険サービス利用」ではなく、高齢者の方を地域全体で支え合うため、お互い何ができるかを考え、必要に応じ介護保険サービスと組み合わせることで、一人ひとりのニーズに柔軟に対応した、よりきめ細やかな支援が期待できます。

日常の支援の中で気になる点がある場合は、状況が悪化する前に、早めに地域包括支援センターなどにご相談ください。



### ○介護予防・認知症予防や生活習慣病予防に取り組みましょう。

初めて要介護認定を受けた方の主な原因疾患などを分析すると、筋骨格系疾患・骨折と認知症で約半数を占め、続いて脳血管疾患、悪性新生物、高血圧症、心疾患の順となっています（4ページのグラフ参照）。

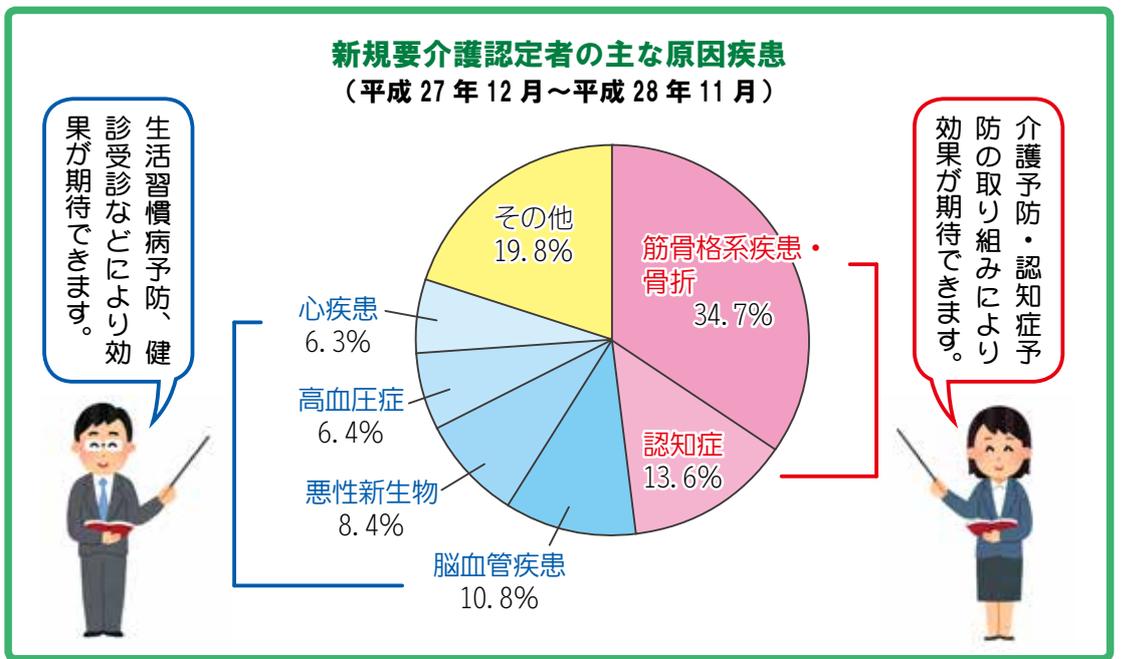
これらの疾患などの中には、介護予防・認知症予防の取り組みや生活習慣病予防などの取り組み、健診受診による早期発見・早期治療などを行うことで、要介護状態となることの予防や状態の維持・悪化防止が期待できるケースが多く見られます。

可能な限り健康で在宅生活を過ごせるよう、早い段階から介護予防・認知症予防の取り組みや生活習慣病予防などの取り組みを心掛けましょう。



市では、「貯筋体操」など、地域でできる介護予防活動の取り組みを支援しています。  
詳しくは、地域包括支援センターまでご相談ください。

### 新規要介護認定者の主な原因疾患 (平成27年12月～平成28年11月)



生活習慣病予防、健診受診などにより効果が期待できます。



介護予防・認知症予防の取り組みにより効果が期待できます。



### 介護保険料を滞納した場合の保険給付の制限

#### 1年以上滞納すると...

利用者がサービス費用の全額をいったん自己負担し、後日、申請により保険給付が行われます。

#### 1年6か月以上滞納すると...

利用者がサービス費用の全額を自己負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられます。

#### 2年以上滞納すると...

利用者負担が引き上げられたり（例えば負担割合が1割の方が3割に引き上げ）、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

**○介護保険料は大切な財源です。**  
介護給付費の23%は65歳以上の高齢者の方の介護保険料が充てられており、制度を運営していくための大切な財源です。  
介護が必要となったときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は忘れずに納付しましょう。

**○介護保険料を滞納している...**  
介護保険料を滞納していると、滞納期間に応じて保険給付（サービス費用の支払い）に制限が課せられますので、ご注意ください。

### 介護保険料を忘れずに納付しましょう



**平成30年8月5**  
**一定以上の所得がある方は3割負担になります。**

本人の合計所得金額が220万円以上であって、年金収入とその他の合計所得金額の合計が340万円以上の単身世帯、または463万円以上の2人以上世帯の方は、利用者負担割合がこれまでの2割から3割に変わります。  
すでに要介護認定を受けている方には、毎年、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を送付しますので、ご自身の利用者負担割合をご確認ください。

**平成30年4月5**  
**要介護認定有効期間の上限が延長されました。**

要介護認定を更新する場合、有効期間の上限が、これまでの2年から3年に延長されています。  
長期にわたり状態が安定しているなど、一定の要件に該当する方が対象となりますので、更新の認定を受けた際は、介護保険被保険者証により有効期間をご確認ください。

### 介護保険制度の変更について